

■第3期クリーンめむろ環境基本計画 <ダイジェスト版>

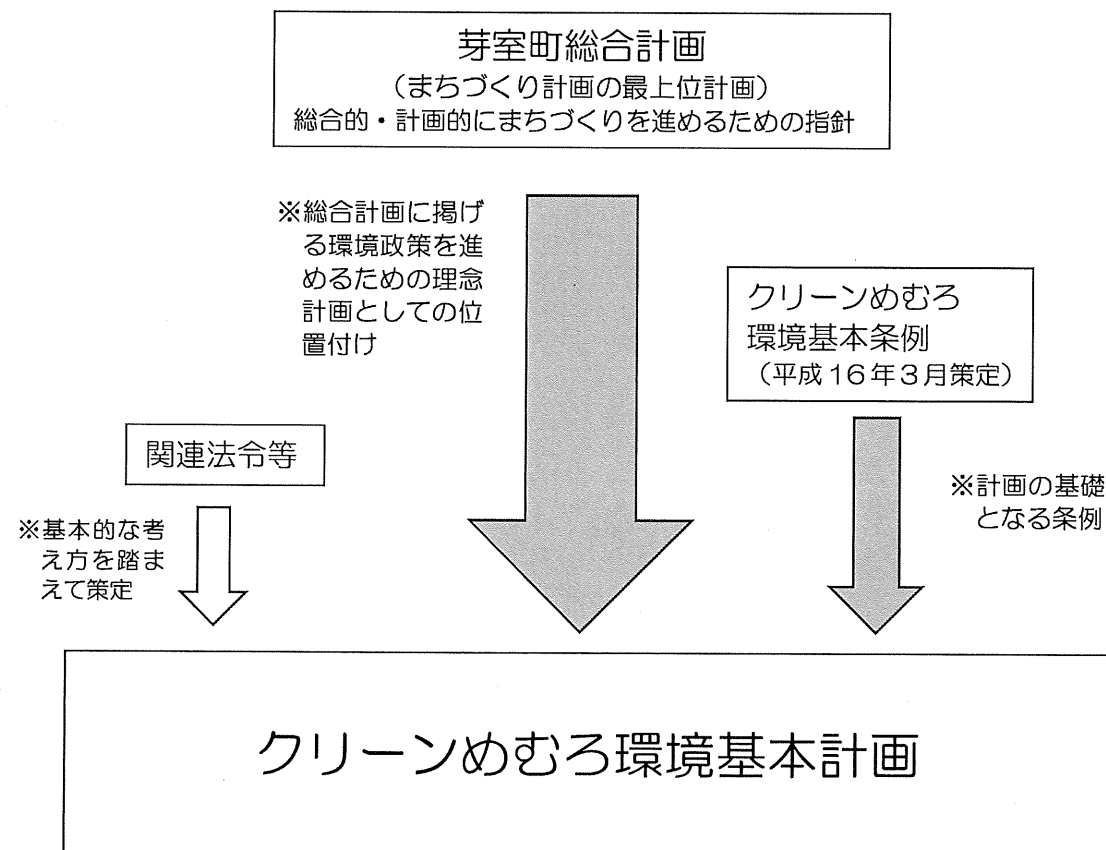
●クリーンめむろ環境基本計画とは

第5期芽室町総合計画や環境基本条例の考え方を踏まえた、環境分野における事業推進の指針となる役割を持つ計画です。

●計画の位置付け

環境基本条例の考え方を踏まえつつ、本町のまちづくりの計画として最上位計画である総合計画の中にある環境分野に関する事項について整理し、事業を進めていく上での理念をまとめた計画として位置付けるものです。

【クリーンめむろ環境基本計画の位置付け】



【クリーンめむろ環境基本計画の変遷】

平成12年3月	「クリーンめむろ大作戦計画」策定	資源ごみの分別収集の開始などから策定
平成16年6月	「クリーンめむろ環境基本条例」施行	環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指して施行
平成17年3月	「第1期クリーンめむろ環境基本計画(クリーンめむろ大作戦パート2)」策定	条例を踏まえた環境分野の実行計画(アクションプラン)として策定
平成23年3月	「第2期クリーンめむろ環境基本計画(クリーンめむろ大作戦パート3)」策定	
平成31年3月	「第3期クリーンめむろ基本計画」策定	これまでの計画を引き継ぎつつ、環境分野についての町の考え方を示した理念計画として策定

●計画期間

環境基本計画について、まちづくり計画の最上位計画に位置付ける総合計画の考え方を踏まえたものにすることが必要であることから、総合計画の構想期間に合わせた平成31(2019)年度から平成38(2026)年度までの8年間を計画期間とします。

●計画の進行管理

今回の環境基本計画については第5期芽室町総合計画をもとに構成しており、町の各事業は総合計画に基づいて行われ、総合計画における実施計画に掲げる施策は芽室町総合計画審議会において毎年評価が行われています。

環境部門の施策の評価についても芽室町総合計画審議会にて評価されることから、その評価結果を環境基本条例に基づく「芽室町環境審議会」に報告することとし、町が行う環境部門に係る事項等に対する意見等をいただき、意見等を事業を実施する各課と共有しながら環境分野の施策の進行管理を行っていきます。

●計画の公表

環境基本計画の策定内容等については、ホームページや広報誌等を通じて周知を行い、広く計画内容が知られるように公表します。

●町・事業者・町民の役割と責務

環境基本条例にも掲げているとおり、より良い環境を守り、育て、創造していくためには、町・事業者・町民が、それぞれの役割に応じた取組を行っていく必要があります。

町が行うべき施策のほか、事業者の活動や町民の日常生活等においてそれぞれが実施可能な環境に配慮した行動に取り組んでいきます。

●これまでの計画から見える課題

- 景観の保全と創造～ペット飼育マナーや空閑地等管理対応等
- 自然環境保全とクリーンエネルギーの推進～クリーン農業や新エネルギーの推進等
- 廃棄物の抑制と適正な処理～ごみの減量対策や不法投棄防止対策等
- 良好な生活環境の整備～公園や下水道などのインフラ整備

●環境基本計画が掲げる基本理念

新たに策定する環境基本計画で掲げる基本理念を次のとおり定めます。

環境基本計画の基本理念

- 恵まれた自然環境との共生は、町民がすこやかで心豊かに生活できる好ましい環境を確保し、将来の世代に引き継ぐことを目的として行います。
- 恵まれた自然環境との共生は、人間が自然の中に生かされているという視点にたつことを基本とし、健全で恵み豊かな環境の確保を目的に、全ての町民の自主的な取組によって行います。
- 地球環境の保全は、人類共通の願いであるとともに、町民のすこやかで心豊かな生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、全ての町民が自らの問題としてとらえ、日常生活において、積極的に推進します。

【クリーンめむる環境基本条例第3条（基本的な考え方）より】

●基本理念を実現するための政策体系

環境基本計画の基本理念に掲げる芽室町の恵まれた自然環境との共生について、第5期芽室町総合計画における環境分野等に関する基本目標、政策、施策をもとに、関係課において具体的な事業に取り組み、将来の世代のためにすばらしい自然の継承と快適で安全な暮らしができる環境の確保を目指します。

第5期芽室町総合計画における環境分野に関する体系図

